

【診療報酬等の振込銀行（口座）の変更及び当座口振込通知書の再発行について】

1 診療報酬等振込銀行（口座）の変更

診療報酬等の振込銀行(口座)を変更の場合は、「診療報酬等振込銀行(口座)変更届」が必要となります。当該変更届を送付しますので、会計課までご連絡をお願いいたします。

※毎月末日までにご提出いただきますと、原則、翌月支払分から新口座に振り込まれます。

※届出者と受領者が異なる場合は、「委任状」と「印鑑証明書(届出者・受領者)」が必要となります。

お問合せ先:会計課会計係 【ダイヤルイン】078-302-7592(内線 127・121)

2 当座口振込通知書の再発行

当座口振込通知書の再発行依頼については、電話及びFAXでの受付は行っておりません。

「当座口振込通知書再発行依頼書」に必要事項を記載し、返信用封筒(宛名及び切手貼付)を同封の上、「会計課会計係」まで提出(送付)願います。

「当座口振込通知書再発行依頼書」

お問合せ先:会計課会計係 【ダイヤルイン】078-302-7592(内線 127・121)